

地方公共団体における業務の効率性・利便性向上策の検討に係る ワーキンググループの運営について

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会開催要綱」第5の規定に基づき、座長は、別紙の構成員をもって地方公共団体における業務の効率性・利便性向上策の検討に係るワーキンググループを置くこととし、運営について以下のとおり決定する。

- 1 ワーキンググループには、主査代理を置くことができる。主査代理は、ワーキンググループ構成員のうちから主査が指名する。
- 2 ワーキンググループは、必要に応じてワーキンググループ構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 ワーキンググループの会合は原則として非公開とするが、会合で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、配付資料については、主査が必要と認める時は非公開とすることができる。
- 4 その他、ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。
- 5 ワーキンググループの庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室において行うものとする。

地方公共団体における業務の効率性・利便性向上策の検討に係る
ワーキンググループ構成員名簿

■ 構成員

岡村 久道	弁護士法人英知法律事務所 弁護士
小出 浩美	那須塩原市企画部長
長峯 道宏	千葉市総務局情報経営部業務改革推進課長
塗師 敏男	横浜市総務局ICT担当部長
藤野 立秀	福井県地域戦略部統計情報課長
三輪 信雄	総務省最高情報セキュリティアドバイザー

■ オブザーバー

総務省サイバーセキュリティ統括官室

総務省自治行政局住民制度課

地方公共団体情報システム機構

※敬称略、五十音順